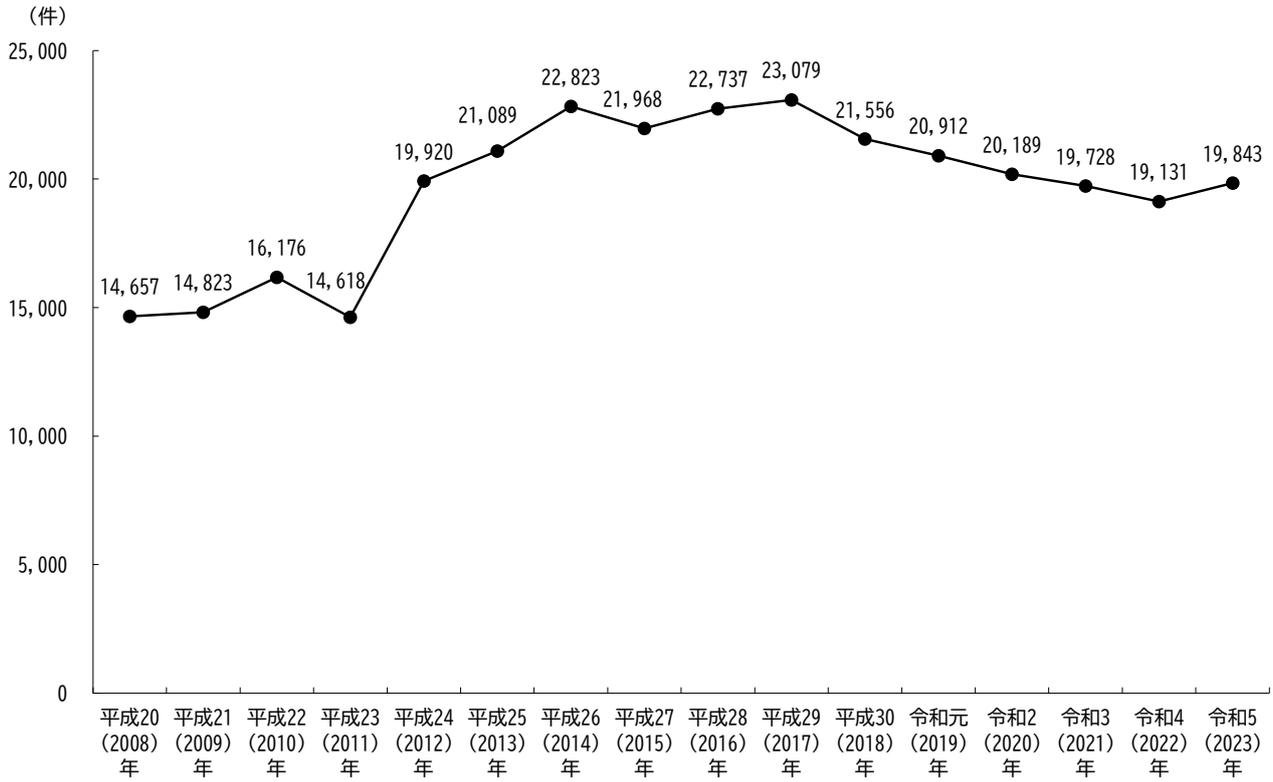


2-2 ストーカー被害者に対する支援

1. ストーカー事案の相談等件数

ストーカー事案の相談等件数は平成29（2017）年からは減少傾向にあったが、令和5（2023）年は19,843件に増加した。

図表配 2-2-1 ストーカー事案の相談等件数の推移（全国）



資料：警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

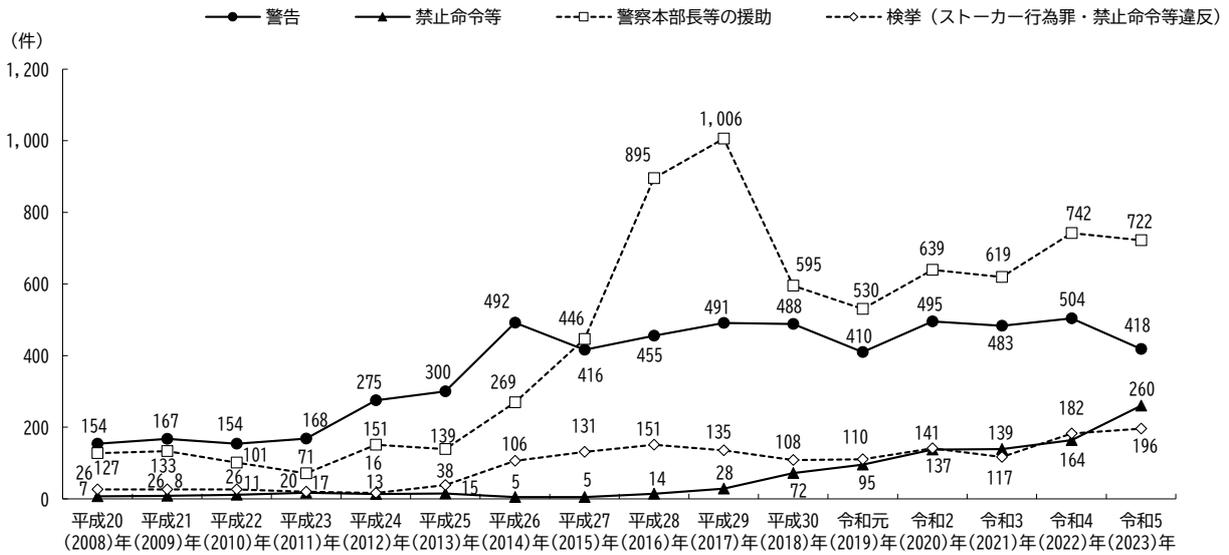
2. ストーカー規制法の適用状況

ストーカー規制法の適用状況をみると、都では「警告」は平成23（2011）年以降増加し、平成26（2014）以降は横ばいで、令和5（2023）年は418件となっている。「禁止命令等」は平成28（2016）年から増加し、令和5（2023）年は260件となった。

全国では「警告」は平成23（2011）年以降増加し、平成29（2017）年から減少傾向にあり、令和5（2023）年は1,534件となった。「禁止命令等」は平成28（2016）年以後増加傾向にある。

図表配 2-2-2 ストーカー規制法の違反等措置状況の推移（都・全国）

<都>

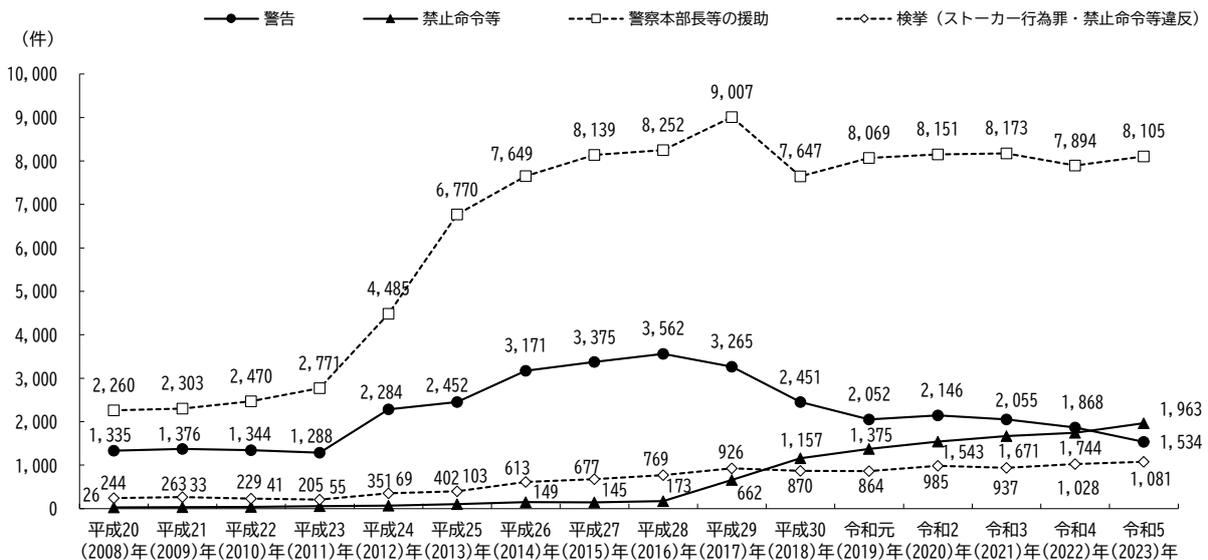


注1：援助の実施にあつては、平成30（2018）年から援助申出受理件数を表示する。

注2：令和5年は、集計方法を変更したため、令和4年の件数とは単純に比較することはできない。

資料：警視庁「警視庁の統計」（令和5年）

<全国>



資料：警察庁「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」